		1．令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	(8) (7)のカの内容
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）							(8) (7)のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．転入時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布を配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ案内を送付	コ．その他			ア．申請を随時受け付けており、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から振助	ウ．随時申請を受け付けており、申請を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから振助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者がイ．以外教育委員会に提出	エ．申請を希望する者がア．を学校に提出	オ．申請を希望する者がイ．を教育委員会に提出	カ．申請を希望する者がウ．を教育委員会に提出	キ．その他		ア．自ちゃすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
20	20	22	11	11	9	14	12	22	0	1	6	8	0	0	23	0	2	2	9	2	16	0	0	0	2	2	9	0	13	14	1	4	4
京都府	京都市	○	○		○	○	○	○			○	各区役所・支所に就学援助制度の案内書類等を配架					○	随時申請を受け付けており、5月15日までの申請であればその日から起算。 ただし、月途中に要件を満たした場合や、転入生等の例外的な取扱いあり。	○								○		○	○			
京都府	福知山市	○	○				○	○							○						○						○		○	○			
京都府	舞鶴市	○			○	○					○	学校だより等に記載			○						○								○	○			
京都府	綾部市	○		○			○	○							○				○										○	○			
京都府	宇治市	○	○		○		○	○							○				○								○						
京都府	京津市	○				○		○			○	就学時健康診断の際に教育委員会から就学援助制度の書類を配布			○				○										○	○			
京都府	亀岡市	○			○		○	○							○										○	入学前支給対象の新小学校1年生については、希望者が直接市教育に提出していただき、それ以外の申請については、希望者が直接学校に提出していただいています。			○	○			
京都府	城陽市	○	○		○			○							○						○									○			
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○				
京都府	長岡京市	○				○		○			○	1.就学時健康診断の通知に同封して、就学援助制度の案内文（制度説明及び入学前支給について記載）を送付 2.小学6年生を対象に就学援助制度の案内文（制度説明及び入学前支給について記載）を学校で配布					○	通常は上記ウのとおりの取り扱いをしているが、令和2年度より、新型コロナの影響により経済状況が急変した世帯、または申請時期を失した世帯においては遡及に対応している（現時点では令和5年度末までの申請が対象）。			○									○		○		申請書の記入例を記載。
京都府	八幡市	○		○				○													○								○		○		
京都府	京田辺市	○		○			○	○							○				○												○		住民異動届の提出時に窓口で状況の聞き取りを行い、案内に繋げている。
京都府	京丹後市	○	○				○	○							○						○								○				
京都府	南丹市	○			○	○	○	○							○				○								○						
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○	○						○		○	○			
京都府	大山崎町				○			○			○	町のウェブサイトで制度を案内			○				○						○	小学校の就学予定者で、新入学児童生徒等用品費等の入学前支給を希望する場合のみ、教育委員会に提出（中学校の就学予定者は在籍する小学校へ提出）									
京都府	久御山町	○	○	○						○					○						○						○						
京都府	井手町		○				○								○						○						○						
京都府	宇治田原町	○					○	○							○						○								○			○	学校において請費の納入が遅れたり、払えないなどの相談があった場合、就学援助制度の申請を勧める。
京都府	精華町	○	○	○				○							○						○						○		○			○	転入者には必ず就学援助制度の書類を配布。離婚家庭出者には必ず就学援助制度を説明している。
京都府	京丹波町	○			○	○		○							○				○	○							○		○	○			
京都府	伊根町					○	○	○							○						○									○			
京都府	与謝野町	○		○		○		○			○	就学時健康診断の結果を送付する際に、同封して案内を配布している。			○						○									○			
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○		○		○		○							○						○									○			
京都府	相楽東部広域連合	○	○				○	○							○						○									○			

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び准要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校>ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で見学及び体験入学（授業に参加して案内）を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）1）開始時期 2）申請期日 3）（7の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増えた、支給対象となる自治体数に転勤へ入学した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と）連動する自治体の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
25	25	23	1	0	0	0	1	1	23	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	13	0	16	8	11	8	7	2	2	0	2	5	5	0	0	0	0	0	0	0
京都府	京都市	○							○											○		○	○		○						○	保護者が入学届を提出した際に申請書類を配布して周知							
京都府	福知山市	○							○										○			○	○							○										
京都府	舞鶴市	○							○										○			○		○		○														
京都府	綾部市	○							○										○			○		○																
京都府	宇治市	○							○											○		○		○	○															
京都府	京丹後市	○							○										○												○	就学時健康診断の際に教育委員会から就学援助制度の書類を配布							
京都府	亀岡市	○							○											○		○			○															
京都府	城陽市	○							○											○		○	○		○															
京都府	宇治市	○							○											○		○	○	○	○	○		○												
京都府	長岡京市	○							○											○		○				○						○	就学時健康診断の通知に同封して、案内文を送付。							
京都府	八幡市	○							○										○			○		○				○												
京都府	京田辺市	○							○											○				○																
京都府	京丹後市	○							○										○			○	○				○													
京都府	南丹市	○							○											○				○	○	○				○										
京都府	木津川市	○							○											○		○		○	○	○														
京都府	大山崎町	○							○										○					○								○	町のウェブサイトで制度を案内							
京都府	久御山町	○							○										○				○	○																
京都府	井手町		○									○																												
京都府	宇治田原町	○							○											○		○				○														
京都府	精華町	○							○											○		○	○	○																
京都府	京丹波町	○							○											○		○			○															
京都府	伊根町	○							○											○						○														
京都府	与謝野町	○							○										○												○	就学時健康診断の結果を送付する際に、案内を同封していた。							
京都府	与謝野町宮津市中学校組合						○	小学校を設置していない																																
京都府	相楽東部広域連合	○							○										○			○	○				○													

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童数がいないため、その費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．年度の開始時から	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に伴う負担が大になる、事務量が増加するから	エ．入学前と入学後の保育体験日の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実施急変等の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実施している急変等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．試学機制度により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
20	25	24	1	0	0	0	0	0	24	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0	0	0	12	2	10	1	0	0	0	0
京都府	京都市	○							○											○									○						
京都府	福知山市	○							○										○									○							
京都府	舞鶴市	○							○										○											○					
京都府	綾部市	○							○										○											○					
京都府	宇治市	○							○											○										○					
京都府	京津市	○							○										○									○							
京都府	亀岡市	○							○											○								○							
京都府	城陽市	○							○											○								○							
京都府	向日市	○							○											○										○					
京都府	長岡京市	○							○											○									○						
京都府	八幡市	○							○										○									○							
京都府	京田辺市	○							○											○								○							
京都府	京丹後市	○							○										○									○							
京都府	南丹市	○							○											○										○					
京都府	木津川市	○							○											○										○					
京都府	大山崎町	○							○										○											○					
京都府	久御山町	○							○										○											○					
京都府	井手町		○									○																○							
京都府	宇治田原町	○							○											○								○							
京都府	精華町	○							○											○										○					
京都府	笠置町	○							○											○											○				
京都府	便乗町	○							○											○										○					
京都府	与謝野町	○							○										○									○							
京都府	与謝野町宮津市外中学校組合	○							○										○									○							
京都府	相楽東部広域連合	○							○										○									○							

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる収入減等への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）		（5）（3）でツに○をした場合、市区町村独自基礎控除額に関する係数（倍率）			4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 児童手当の受給者	ク. PTA会費、学級費の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納め難い者、被服費が高い者または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 給食の費用による支援が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による受付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活費等の基準額が変わると自動的に変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活費等の基準額を参照して掛を定めている。）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費に要する経費を掛けたもの（生活費等の基準額を参照して掛を定めている。）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を除き、一定の係数を掛けたもの（例：課税最低額区分10倍、1.15倍等）（係数および区分を（5）に記入してください。）	テ. その他	（4）（3）でソ、タ、チ、ツに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）		（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	（1）令和5年4月以降、準要保護の認定ア. 妥当かつ適切な認定基準に変更）	イ. 妥当かつ適切な認定基準を維持）	（2）（1）でイ、妥当かつ適切な認定基準に変更）にOをした場合、ア. 生活保護基準見直しの影響がまだ生じないと想定されたため、対応していない。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定定となった世は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されたため、対応していない（準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	令和5年4月以降、生活 エ. その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、妥当かつ適切な		令和4年度
20	21	22	18	17	15	17	19	11	7	15	15	10	9	8	10	11	4	7	0	8	22	0	8	4	5	10	1	2	2	0	0	10	10	10
京都府	京都市	○					○													○			生活保護基準だけでなく、消費物価指数やその他様々な状況を総合的に勘案して、独自に決定した所得認定基準											20%未満
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○				○	1.3		生計を維持する者の失職、失業等の事由により収入が急激に減少した者、その他の教育長が特別の事由があると認める者		○		○							15%未満
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○				1.3				○			○							15%未満
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○				○						25%未満
京都府	宇治市																○				1.5			生活扶助費（生活扶助+教育扶助）×15倍+各種加算（住宅扶助、障がい者、母子）×1.8倍＝需要額		○							平成24	12	15%未満
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5					○							平成24	4	35%未満
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.5					○							平成25	8	20%未満
京都府	城陽市	○	○	○		○	○			○	○							○			1.4			ひとり親家庭、民間の借家住まいの世帯の体験は、1.60倍											20%未満
京都府	宇治市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○							平成25	6	15%未満
京都府	長岡京市	○															○			○	1.3		民生委員の所見（ただし申請者の世帯の経済状況及び家庭環境から特に就学援助が必要と認められる内容であること）				○					平成25	2	10%未満
京都府	八幡市		○															○			1.3			母子世帯・父子世帯・身体障がい者世帯・児童世帯は、掛ける係数が1.5倍											30%未満
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○			○							20%未満
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○							平成25	3	15%未満
京都府	南丹市	○																○		○	1.5		職業等を失い経済状況が急変し、生活状況に影響が生じると判断したもの。											15%未満
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2					○							平成26年	5	25%未満
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		特に就学のために経済的援助が必要であると、関係機関または民生員等の助言・所見・意見等に基づき教育長が認めた者（死亡・行方不明・失業・被災・病気療養中等）				○						平成24	12	15%未満
京都府	久御山町																	○			1.3														30%未満
京都府	井手町	○										○	○	○				○			1.5														10%未満
京都府	宇治田原町	○					○											○			1.3														10%未満
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○								○			○			1.2														15%未満
京都府	京丹波町	○	○	○		○	○	○								○				○	1.3		国民年金の掛金の減免		○				○					25%未満
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			特別の教育的配慮が必要と認められる者	平成27年度から教育費無償化事業を実施し、ているため、教材費、修学旅行費、学校給食費は就学援助費の支給費目として規定しているものの、支給実績はない。										15%未満
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○							平成25	7	20%未満
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○							平成25	7	40%未満
京都府	相楽東部広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助が必要と認める状態にある者											15%未満

7. 令和5年度実績要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1-1) 費目毎の設定の有無	学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
25	25	24	0	0	3	3	3	20	20	2	2	24	0	0	2	2	2	22	22	0	0	11	9	9	2	2	2	0	0	1	9	24	18	18	7	7	7	0	0	1	3	
京都府	京都市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	14,914								○			○	22,690	18,954					小学校の校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、平成11年度から現在と同じ単価であるが、調査がしたものの設定額欄の資料は既に残っていないため不詳。ただし、それ以降は据え置いており、今後も国の単価と同額に公表または掲示予定。
京都府	福知山市	○						○	※	○	通学用品費と合わせて単価設定	○						○	54,080			○	○	0							実施なし	○	○	26,362									・通学用品費は学用品費と合わせて13,898円支給。（1年生：11,630円、2～4年生：13,898円）・校外活動費（宿泊を伴わないもの）の上限は3年生：2,000円、4年生：3,000円、5年生：3,550円とし、福知山市の実態に合わせたものにしている。
京都府	舞鶴市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	13,874									
京都府	綾部市	○						○	13,900			○						○	54,080													○	○	24,682									
京都府	宇治市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実施なし	○	○	21,029									通学用品費は第1学年を除く学年に支給。
京都府	京津市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	31,458									オンライン学習通信費について、ルーターを市から貸与している世帯は14,000円、貸与していない世帯は27,000円を援助
京都府	亀岡市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	42,410								○			○	22,690	18,227					
京都府	城陽市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				実施なし	○	○	16,677									
京都府	向日市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	29,820								○	○	18,608									
京都府	長岡京市	○			○	11,630	10,898					○			○	54,080	54,080															○	○	20,385									・学用品費と通学用品費について本市では合算して支給しているため、前額から平均を算出し、按分して記入。・医療費については、医療券を発行し保護者へ配布、後日、医療機関から請求があり、医療機関へ直接支給。
京都府	八幡市	○			○	※	14,758					○						○	54,080													○			○	22,690	20,425					・1年生の学用品費上限額は、13,230円その他学年の学用品費上限額は、15,900円通学用品費、校外活動費（泊なし）は学用品費に含む
京都府	京田辺市	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	19,370									校外活動費（宿泊を伴わないもの）単価が2,800円の理由：国の要保護補助金の予算単価（1,600円）に、市単費で0.2乗せ（1,200円）を支給している。なお、市単費分は、要保護児童にも支給している。
京都府	京丹後市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実施なし	○	○	27,742									
京都府	南丹市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実施なし	○	○	24,782									
京都府	木津川市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	17,027									
京都府	大山崎町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	18,480					体育実技用具費は支給費目になっているが、対象となる実技（スキー）を行っていない。
京都府	久御山町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実施なし	○	○	22,690								R5予算額
京都府	井手町	○						○	11,630			○						○	54,080											○	町施策での援助	○	○	18,504									通学用品費は1年生時支給なし。 クラブ活動費は年間の会計で上限2,760円支給。オンライン学習通信費は1世帯で14,000円支給
京都府	宇治田原町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	19,754									オンライン学習通信費 R5から対象
京都府	精華町	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				実施なし	○			○	22,690	19,308					
京都府	笠丹波町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実施なし	○			○	22,690	20,613					
京都府	伊根町	○								○	○	○						○	54,080													○								○	○	教材費、修学旅行費及び学校給食費については、教育費無償化事業により対応している。伊根町就学援助規則では、クラブ活動費と給食費も支給費目としているが、小学校は該当がない。
京都府	与謝野町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	24,481									
京都府	与謝野町宮津市中学校組合																																										
京都府	相楽東部広域連合	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	0				実様なし	JPTAが4,600円で国の要保護補助金の予算単価より金額が高い理由は、管内小学校の児童数減少の影響で4,600円を保護者負担となっていたため。相楽東部広域連合就学援助費交付要綱を改正したため。

| 都道府県 | 市町村名 | 2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |